

地域包括支援センター運営方針（案）

健康福祉部 高齢支援課

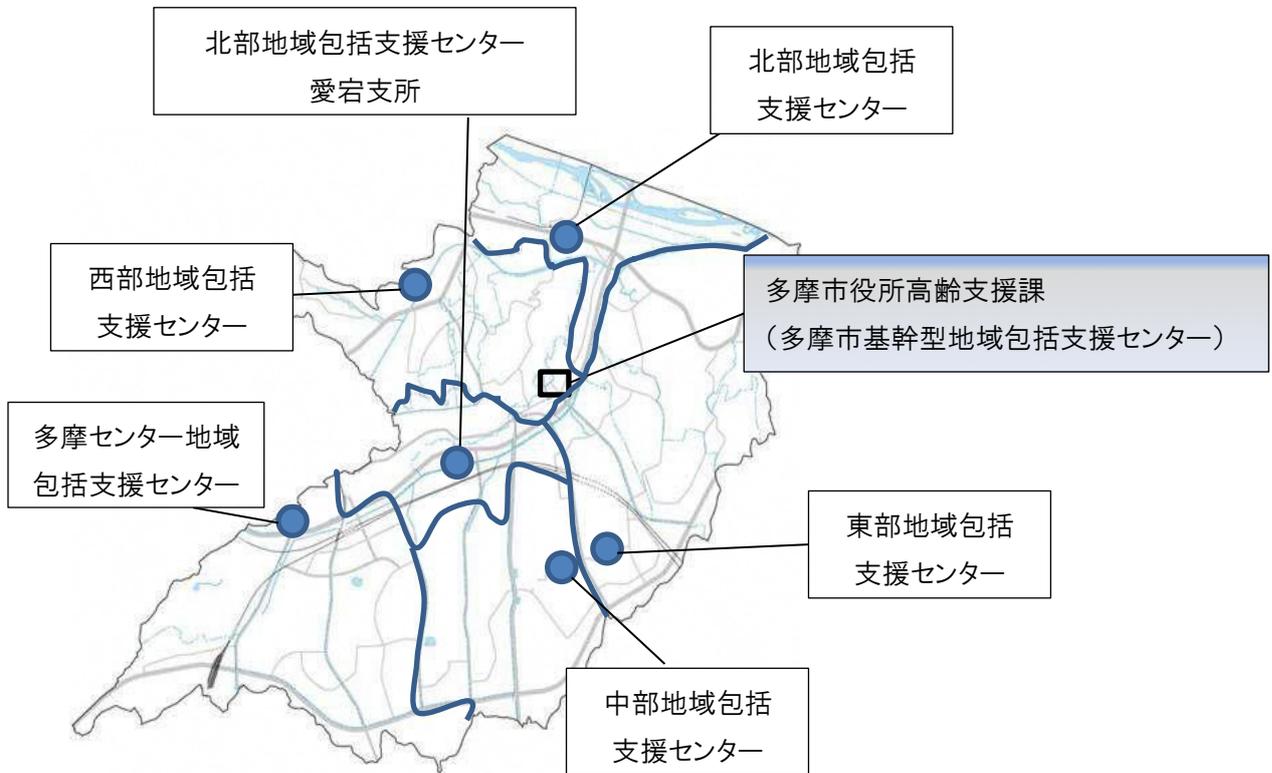
9期計画に更新

1 運営方針

この運営方針は、「第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」に基づき、多摩市地域包括支援センターが、地域包括ケアの推進に向けて取り組むべき事業の実施に係る方針について示すものである。

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制構築の更なる推進に向けて、以下の方針を掲げる。

2 組織・運営体制



名称	位置
多摩市西部地域包括支援センター	多摩市和田1532番地
多摩市東部地域包括支援センター	多摩市諏訪五丁目1番地
多摩市多摩センター地域包括支援センター	多摩市山王下一丁目18番地2
多摩市中部地域包括支援センター	多摩市永山四丁目2番地5-105
多摩市北部地域包括支援センター	多摩市関戸四丁目19番地5
多摩市北部地域包括支援センター愛宕支所	多摩市愛宕一丁目1番地2-106
多摩市基幹型地域包括支援センター	多摩市関戸六丁目12番地-1

センター名称	担当圏域 (番号はコミュニティエリア)		高齢者人口 (令和6年 1月1日 現在)	包括職員数 ※第2層生活支援コーディネータ1名 認知症地域支援推進員 1名 含む
西部	4	東寺方(3丁目を除く)落川・百草・ 和田(3丁目を除く)・桜ヶ丘・ 関戸6丁目・貝取(地番)	<u>6,052</u>	<u>6</u>
	3			
東部	2	連光寺・聖ヶ丘 馬引沢・諏訪	<u>8,517</u>	<u>7</u>
	6			
セ ン タ ー 多 摩 1	9	落合・鶴牧・南野2～3丁目・ 唐木田・中沢・山王下	<u>9,911</u>	<u>8</u>
	10			
中部	7	永山2～7丁目・貝取2～5丁目・ 豊ヶ丘2～6丁目・南野1丁目	<u>10,561</u>	<u>8</u>
	8			
北部	1	関戸1～5丁目・一ノ宮・愛宕・ 東寺方3丁目・和田3丁目・乞田・ 永山1丁目・貝取1丁目・ 豊ヶ丘1丁目	<u>8,387</u>	<u>7</u>
	5			
計			<u>43,428</u>	<u>40</u>

高齢者数・職員数更新

(参考) 多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例より

	高齢者数	包括職員数
おおむね	6,000人以上 8,000人未満	4名
おおむね	8,000人以上 10,000人未満	5名
おおむね	10,000人以上 12,000人未満	6名

※認知症地域支援推進員、第2層生活支援コーディネータ除く

3 地域包括支援センターで行う事業の実施方針

(1) 委託型地域包括支援センター及び基幹型地域包括支援センターにおける共通事項

① 重点目標及び事業計画の策定

年度当初に本運営方針の内容に沿って重点目標及び事業計画を策定し、各地域の実情に応じた事業運営に努める。また少なくとも四半期に一度進捗状況を確認するものとし、適正な運営に努める。

② 設置場所

地域住民が訪れやすいよう窓口の設置場所や案内・標示を工夫するなど、環境を整備し、状況に応じてパンフレットやチラシの手配や作成等を行い、窓口の周知を適切に行う。

③ 職員姿勢

業務の理念・方針を適切に理解した上でそれぞれの専門性を活かしつつ、情報共有を円滑に行い業務全体を一体的に連携・協働する体制を構築する。

④ 地域連携

地域の連絡会や平時からの活動を通じて、地域住民や関係団体、事業者等と連携体制を構築する。また地域課題を把握し、地域ケア会議等を通じて解決に向け取り組む。

⑤ 個人情報保護（個人情報の取扱いについては、多摩市個人情報保護条例に基づくものとする）

ア 個人情報保護管理者を設置する。

イ 市が貸与する地域包括支援センターシステムの利用にあたっては、「地域包括支援センターシステム利用手順書」を遵守する。

ウ 個人情報を含む資料は鍵のかかるロッカー等で保管し、電子データは暗号化やパスワードで保護する。

エ インターネットを介した個人情報のやり取り（個人情報を含んだZoomやWebex等のWeb会議やメール、個人を特定できるような情報を携帯電話等で写真撮影）は行わず、取扱いには十分注意する。

オ 個人情報の流出、または個人情報の取扱いに重大な不備があった際は、速やかに内容及び対応等を記録の上報告書を市に提出し再発防止策を検討する。

⑥ 苦情対応

苦情が発生した場合は、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組みを検討するとともに、必要に応じて速やかに経過や対応等を記録の上報告書を市に提出し、原因の分析、再発防止策を検討する。

⑦ 感染症対策

新型コロナウイルス感染症等の拡大を防ぐため、市民・関係者への感染防止策及び職員への感染防止策等の必要な措置を講ずること。

⑧ 公正・中立性確保について

多摩市の機関として事業に偏りが生まれないよう留意し、適切な事業運営を行う。また事業内容について市の評価を受け、多摩市地域包括支援センター運営協議会において実績報告、説明を行う。

(2) 委託型地域包括支援センター業務

① 総合相談支援業務

来所や電話、訪問、出張等による総合相談を通じて、高齢者が持つ課題を分析し必要な情報の提供及び支援への繋ぎを行う。また相談対応に必要な情報の把握や関係機関との連携等を平時から行い、適切に対応できるよう努める。支援の進捗管理や事例の分類を地域包括支援センターシステムへ適切に記録し、情報共有を行う。

ア 総合相談

- (ア) 来所や電話、訪問、出張等による総合相談
- (イ) 支援計画に基づく継続的かつ専門的な相談及び支援
- (ウ) 解決困難な相談事例における適切な進捗管理と3職種の連携による対応
- (エ) 基幹型地域包括支援センターへの報告と連携

イ 地域のネットワーク構築

- (ア) 関係機関との連携体制構築
- (イ) 地域の社会資源の把握、整理
- (ウ) 住民への互助・共助の啓発活動および情報提供

イ 地域の高齢者の実態把握

- (ア) 訪問による生活状況の実態把握
- (イ) 地域活動への参加
- (ウ) 見守り名簿等を活用し災害時や緊急時等に備え、関係機関との連携体制の構築

エ 高齢者以外の他分野の関係機関との連携

- (ア) 8050 ケース等、他分野との連携が必要なケースの支援
- (イ) 他分野との平時からの連携体制の構築

地域特性に応じたテーマを設定した 民生委員連絡会の開催	目標値 : 1回
--------------------------------	----------

<u>出張相談会の開催</u>	<u>目標値 : 12回</u>
-----------------	------------------

目標追加

② 権利擁護業務（虐待防止・消費者被害）

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し生活していくため、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援、虐待対応等実施する。総合相談を通じて権利擁護制度の必要性について適切に判断し対応できるよう、課題の分析や社会資源の把握、関係機関との連携等行う。また必要に応じてチラシやパンフレット等を用いて普及啓発や情報共有等を行う。

ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用

- (ア) 広報啓発と相談
- (イ) 手続きの説明と申立へのつなぎ
- (ウ) 地域の医療機関等との連携

イ 老人福祉施設等への措置などの援助

- (ア) 緊急対応の必要性の判断
- (イ) 老人福祉法上の措置が必要と判断した場合の区市町村との連携
- (ウ) 措置実施後の状況把握

ウ 高齢者虐待の防止と対応

- (ア) 関係機関等との高齢者虐待の予防・防止の視点、早期発見、リスクの共有
- (イ) 通報を受けての情報収集・アセスメント・コアメンバー会議開催要請
- (ウ) 虐待と認定した根拠となる事象の解消のための適切な支援の実施
(関係機関との方針共有・役割分担、養護者への支援、ケースの進捗管理)

エ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に問題が生じている場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターの専門職種が相互に連携し、地域包括支援センター全体で対応する。

オ 消費者被害の防止

- (ア) 各専門団体や機関との連携強化による消費者被害情報の把握
- (イ) 消費者被害情報の地域の民生委員、介護支援専門員等への伝達と連携
- (ウ) 被害実態を把握した場合の市町村や関係機関との連携

権利擁護業務・虐待防止・消費者被害に関する勉強会開催数	目標値：2回
-----------------------------	--------

③ 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

介護予防・日常生活支援総合事業における考え方を職員が適切に理解し、高齢者が地域での自立した生活を営めるよう、課題抽出とアセスメントを実施し支援する。

居宅介護支援事業所にケアマネジメントの基本方針を周知し共有を図るとともに、居宅支援事業所への委託や介護予防給付におけるサービス事業所の利用が特定の事業所に偏らないよう配慮する。

※指定介護予防支援事業（介護保険法第115条の22）についても同様の趣旨とするのが望ましい

ア アセスメント

- (ア) 利用者基本情報、アセスメントシート、興味・関心シート、基本チェックリストの活用
- (イ) 生活機能低下の背景・原因及び課題の分析
- (ウ) 元気塾リハビリテーション専門職による訪問同行支援の利用

イ ケアプラン作成

- (ア) 具体的な目標・利用サービスの策定
- (イ) 地域ケア会議等を通じた、家族、サービス提供担当者等との認識の共有
- (ウ) インフォーマルサービス等多様な社会資源の位置づけ

ウ モニタリング・評価

- (ア) 目標の達成に向け、具体的なモニタリングと評価について定期的な進行管理の実施
- (イ) サービス終了後、地域介護予防教室等地域資源へつなぐための自立に向けた支援の実施

通所型短期集中予防サービス（元気塾）利用人数	目標値：各包括毎人口割合で算出
通所型短期集中予防サービスから 地域介護予防教室等の地域資源につなぐ人数	目標値：各包括毎人口割合で算出
住民主体による訪問型サービス利用者数	目標値：各包括毎人口割合で算出
地域包括支援センター主催による介護予防講座等の開催	目標値：2回
元気塾リハビリテーション専門職訪問同行支援の利用	目標値：各包括毎人口割合で算出
介護予防給付において特定のサービス事業所に 偏りがないようにする	目標値：占有率40%未満
居宅支援事業所に委託する際は、 特定の事業所に偏りがないようにする	目標値：占有率50%未満

④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域包括支援センターは、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの中核機関として、個別課題や地域課題を分析し、個々の高齢者に応じた支援や、地域全体の支援を包括的、継続的に実施する。

また地域ケア会議等を通して介護支援専門員に対する支援や介護保険事業所、医療機関、民生委員、社会福祉協議会等の多職種との連携・協働の体制づくり及び地域資源の開発や地域課題解決に向けた施策提案を行う。

ア 包括的・継続的ケアマネジメント、地域包括ケアシステムの構築

(ア) 医療機関、介護サービス事業者等関係機関との連絡体制の構築

(イ) 地域の保健・医療福祉サービス等に関する情報の収集及び提供

(ウ) 介護保険以外のサービス提供が必要な高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整及び地域ケアにおける総合調整の活動推進

(エ) ボランティア活動、NPO法人等によるサービスの提供や地域の助け合いなどのインフォーマルサービスとの協力、連携体制づくり及び地域のインフォーマルサービスの開発やネットワーク化などサポート機能の強化

イ 介護支援専門員の支援

(ア) 施設・医療機関と在宅、他制度を円滑に利用するための連携体制の構築

(イ) 介護支援専門員に対する研修の実施や様々な機関が行う研修の情報提供

(ウ) 支援困難事例に対し具体的な支援方針を検討し指導、助言等を行う（必要時地域ケア会議に促す）

(エ) 個別のケアプラン及び介護支援専門員からの相談内容の分類、件数の把握

ウ 地域ケア会議の開催

地域包括ケアシステムの構築を目指し、高齢者一人ひとりの自立した日常生活を支援し、必要な体制づくりの実施のために「地域ケア会議ハンドブック」に基づき地域ケア会議を行う。個別地域ケア会議や地域課題会議で発見された課題を地域課題調整会議を通して整理し、地域課題ネットワーク会議において改善策の検討等を行う。

地域ケア会議を積み重ねる中で生じた運営上の課題等については、「地域ケア会議あり方検討委員会」に適宜参加し、よりよい運営に向けて検討・改善を図る。

また、地域ケア会議の普及啓発を行い、関係機関等に地域ケア会議の周知を図り連携体制の構築を目指す。

支援困難事例等に対する居宅介護支援事業所支援実ケース数	目標値 : 5件
地域課題会議 (わがまちミーティング)	目標値 : 1件
個別地域ケア会議 (にこにこ・らくらくミーティング)	目標値 : 5件
自立支援ケアマネジメント会議 (ぐっとらいふミーティング)	目標値 : 3件

⑤ 認知症施策の推進

国が策定した、共生社会実現を維持するための認知症基本法及び認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた場所より良い環境で自分らしく暮らし続けられるよう支援を行う。また、地域の見守りや支え合い等も含めた認知症にやさしい地域を目指し、普及啓発や認知症カフェ等との連携事業を実施する。並びに、認知症施策を推進する上で中心的役割を担う、認知症地域支援推進員（チームオレンジコーディネーター）を配置する。

ア 事業計画

(ア) 年度当初に地域包括支援センターが定める重点目標及び活動計画に沿って、認知症地域支援推進員アクションプランを策定し、少なくとも四半期に一度進捗状況を確認するとともに、課題抽出と分析を実施

イ 認知症施策に関連する個別ニーズと社会資源の把握・活用

(ア) 市や関係機関との会議や連絡会に参加し、認知症に関する情報収集・共有

(イ) 認知症初期集中支援チームやものわすれ相談事業等を必要性に応じて活用するとともに関係機関への普及啓発

ウ 相談支援

(ア) 地域の実情に応じた認知症の人とその家族の相談支援や支援体制の整備

(イ) 認知症の人や家族が抱える課題からニーズを把握し、必要に応じて適切な社会資源へのつなぎ

(ウ) もの忘れ相談事業受診者対しての支援を実施

エ 普及啓発

(ア) 状況に応じたパンフレットやチラシの手配や作成等行い、講座を展開するなど、地域住民へ認知症の正しい理解や見守りについて普及啓発活動の実施

(イ) 認知症サポーター養成講座の実施

(ウ) 当事者会・家族会・9月の認知症を知る月間等の事業実施に関する企画及び調整

(エ) 認知症ケアパスの作成と普及啓発活動の実施

オ チームオレンジの取り組み推進

(ア) 認知症の人の社会参加の体制整備

(イ) 認知症サポーターステップアップ講座の実施

(ウ) 個別ケースから、チームオレンジにつながるケースの把握

(エ) 認知症の人とその家族のニーズとオレンジパートナーのマッチングの実施

(オ) チームオレンジの立ち上げ支援

(カ) チームオレンジの普及啓発の実施

カ 地域連携・協力体制の整備

(ア) 家族会・当事者会、住民主体の通いの場、認知症カフェ等において、定期的な情報共有や会への参加等、関係機関と連携し地域の認知症施策における支援体制の構築

(イ) 認知症の人が適切なサービスを受けられるように、医療や介護等の関係機関との連携体制の構築

<u>コーディネーター（社会参加・孤立予防等）が必要な認知症高齢者に関する個別地域ケア会議の開催件数</u>	<u>目標値 : 1件</u>
--	-----------------

<u>新規団体への認知症講座の実施</u> <u>（認知症サポーター養成講座、その他認知症講座）</u>	<u>目標値 : 1件</u>
---	-----------------

<u>チームオレンジ結成の為の働きかけ実施</u> <u>（例：前掲 オ（ウ）・（エ）・（オ）・（カ）等）</u>	<u>目標値 : 1件</u>
--	-----------------

目標修正

⑥ 第2層生活支援体制整備事業

多様な主体による、互助を基本とした多様な生活支援・介護予防（以下、生活支援等）サービスを充実させるとともに、それらサービスの担い手として高齢者の社会参加を促進し、地域の支え合い体制づくりを推進していくことを目的として、第2層生活支援コーディネーターを配置する。

サービス等の創出自体が目的化しないよう、地域のニーズ等を十分に把握するとともに、地域の実情を踏まえた取り組みにつなげるため、地域資源の情報と生活支援等に対するニーズ及び地域課題が体系的に整理されていることが重要であることを念頭におき、以下の取り組みを行う。

ア 地域資源の開発に関する業務

(ア) 地域資源の把握と整理

地域資源（元気な高齢者及び要支援程度の高齢者が活躍する機会等を含む）を把握し、情報を整理するとともに、地域に不足する資源を明らかにすることで、その開発に向けた取り組みにつなげる。また、地域資源情報を、市及び第1層生活支援コーディネーターと共有するとともに、地域住民に必要な情報を提供し、また、介護予防ケアマネジメントに資するものとする。

(イ) 高齢者が生活する上でのニーズ及び地域課題の把握と整理

以下の①～⑦の方法により、要支援程度の状態にある高齢者が地域で生活する上で必要な生活支援等ニーズを把握するとともに、地域課題を明らかにし、それらの情報を体系的に整理する。また、整理した地域課題等を市及び第1層生活支援コーディネーター等と共有し、解決に向けた取り組みを行う。

- ① 地域包括支援センターが実施する総合相談業務
- ② 管轄圏域の個別地域ケア会議
- ③ 地域福祉推進委員会等、地域で実施されている既存の住民組織等への出席
- ④ 地域福祉コーディネーター等、支援者との連携
- ⑤ 通いの場等に対する支援実施時
- ⑥ 市が実施する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等
- ⑦ その他、アンケート調査や座談会、住民懇談会等を開催するなど、把握に必要な取り組みの実施

(ウ) 地域課題等解決に向けた検討と取り組み（協議体の開催）

把握した生活支援等のニーズや地域課題を、地域課題調整会議（I）にて整理し、既存の住民組織等と共有するとともに、その解決方法を検討・協議する。また、課題共有、協議の場として、必要に応じて地域課題会議を開催する。

(エ) 地域に不足する生活支援等サービスの創出

地域に不足する生活支援等サービスを創出するための取り組み及び、以下の①・②の取り組みを行う。

- ① 週1回程度の介護予防に資する通いの場等の創出
 - a 近所de元気アップトレーニング活動団体の創出
 - ・説明会の開催、スタートアップ応援講座の実施等

- ・市及び社会福祉協議会へ提出する申請書類等の作成サポート
- b 近所 de 元気アップトレーニング活動団体への継続支援
 - ・圏域内で活動している団体への訪問
 - ・地域リハビリテーション職員派遣日程等の調整
 - ・市及び社会福祉協議会へ提出する申請書類等の作成サポート
 - ・その他、交流会の開催など活動継続につながる取り組み
- ②元気な高齢者などが活躍する機会の創出

(オ) サービスの担い手の養成

生活支援等サービスの立ち上げにあたり、担い手となる住民を対象に勉強会等を実施し、担い手が増えるよう支援する。

イ ネットワーク構築に関する業務

各地域の関係者やサービス提供主体間の連携及び情報交換の体制づくりのために、支え合い活動をしている団体や企業、学校、NPO等様々な関係機関と連絡会を実施し、情報共有等を行う。また、地域課題会議を活用しネットワーク構築を図る。

ウ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動とのマッチングに関する業務

整理された地域資源等の情報及び構築されたネットワークを活用し、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動とのマッチングを行う。

エ 事業の周知と環境整備

事業の円滑な遂行のため、地域住民等に生活支援体制整備事業や介護予防・日常生活支援総合事業について周知等を行い、理解を促進するとともに、参画しやすい環境を整備する。

オ 市及び第1層生活支援コーディネーターとの連携

地域で解決できない課題などについて、市及び第1層生活支援コーディネーターと情報共有を行い、まるっと協議体や地域ケア会議（地域課題会議、地域課題ネットワーク会議）等を活用し課題解決に向けた取組に繋げる。また、市が実施するTAMAフレイル予防プロジェクト等の機会を活用し、高齢者と活躍の機会のマッチングを図るとともに、生活支援等サービスの担い手の養成につなげる。

カ 生活支援コーディネーター連絡会への参加

市及び第1層生活支援コーディネーターとの連絡会に出席し、業務の進捗状況や課題を共有することで業務の円滑な遂行に繋げる。また、第2層生活支援コーディネーター間の連絡会を開催するなど、コーディネーター間の連携体制を構築する。

キ 地域福祉コーディネーターとの連携

社会福祉協議会に配置されている地域福祉コーディネーターと連携し、地域課題の把握、共有をするとともに、必要に応じて連携して課題の解決に取り組む。

ク その他、市及び第1層生活支援コーディネーター並びに第2層生活支援コーディネーターと

で協議し必要と認める業務を実施する。

ケ 生活支援コーディネーターの活動において守るべき事項等

生活支援コーディネーターは、その活動にあたっては次のア～ウに定める内容を遵守する。

(ア) 業務の目的及び市民活動への理解を深め、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体の調整を適切に行う。

(イ) 個人や所属する団体等の利益によることなく、地域住民のニーズにこたえるよう公益的かつ公平中立な立場で活動を行う。

(ウ) 東京都等が主催する生活支援コーディネーター向けの研修及び連絡会等に参加し、資質の向上に努める。

<u>地域資源及び地域課題の把握、整理</u>	<u>目標値 : 実施</u>
<u>近所 de 元気アップトレーニング新規立ち上げ団体数</u> <u>近所 de 元気アップトレーニング説明会開催数</u>	<u>目標値 : 1 団体</u> <u>目標値 : 1 回</u>
<u>地域課題調整会議 I の開催件数</u> <u>生活支援コーディネーター連絡会の参加件数</u>	<u>目標値 : 3 回</u> <u>目標値 : 1 2 回</u>

(3) 基幹型地域包括支援センター業務・役割分担

多摩市地域包括支援センターの基幹となるセンターを設置することにより、地域包括支援センターと協働して、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。基幹型地域包括支援センター業務及び業務の役割分担については以下の通りとする。

	地域包括支援センター	基幹型地域包括支援センター	市（高齢支援課）
総合相談 支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談及び各包括への引継ぎ 	
困難事例の 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待（疑い）、多世代世帯等の支援困難事例の相談受付・対応 ・訪問による状況確認 ・関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの後方支援（介護保険・収入・世帯情報等の収集、庁内他課及び関係機関調整等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時保護 ・成年後見制度市長申立
権利擁護・ 虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・相談、通報受付・対応 ・高齢者及び養護者の支援 ・関係機関との連携 ・事業所等への勉強会の開催 ・虐待防止検討委員会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談、通報受付（包括へ引継ぎ） ・庁内他課及び関係機関調整、情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法の措置 ・高齢者虐待の立入調査 ・緊急一時保護 ・成年後見制度市長申立 ・虐待防止検討委員会の開催 ・虐待マニュアルの改訂
地域 ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 ・地域資源の把握 ・地域実態の把握 ・介護予防講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 ・情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 ・見守りサポーター養成講座の実施 ・見守り名簿や見守り体制及び緊急時の体制整備
ケアマネ ジャー支援	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のケース相談支援、助言 ・事例検討会等 ・ケアプラン点検 ・ケアマネ連絡会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース相談（包括へ引継ぎ） ・ケアマネ連絡会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネ連絡会への出席
地域ケア 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・個別地域ケア会議、地域課題会議、地域課題調整会議Ⅰの主催 ・地域ケア会議あり方検討委員会への出席及びハンドブックの改訂 ・地域ケア会議の普及啓発 ・地域課題調整会議Ⅱへの出席 ・地域課題ネットワーク会議への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別地域ケア会議、地域課題会議、地域課題調整会議Ⅰへの出席 ・地域課題調整会議Ⅱの主催 ・地域課題ネットワーク会議の主催 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイズの選定 ・「地域ケア会議あり方検討委員会」主催 ・地域ケア会議ハンドブック改訂
介護予防 ケアマネジ メント	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援を基にした適切なケアマネジメントの実施 ・「介護予防ケアマネジメントを考える会」への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの後方支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメントマニュアルの改訂 ・「介護予防ケアマネジメントを考える会」の主催

	地域包括支援センター	基幹型地域包括支援センター	市（高齢支援課）
認知症 支援・家族 介護者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームの活用 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・市民キャラバンメイトが行う認知症サポーター養成講座の支援 ・チームオレンジの支援 ・認知症地域支援推進員の設置 ・認知症カフェの支援 ・認知症普及啓発活動 ・認知症施策推進協議会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策推進協議会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策推進協議会の開催 ・認知症ケアバスの改訂 ・認知症初期集中支援チーム事務局 ・認知症サポーター養成講座事務局 ・認知症初期集中支援チーム事業マニュアル、認知症地域支援推進員マニュアルの改訂 ・認知症普及啓発活動
医療・ 介護連携	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進協議会・研修会への出席 ・資源リストの整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進協議会・研修部会・研修会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進協議会事務局 ・在宅医療・介護連携推進協議会・研修部会・研修会の開催 ・在宅医療・介護連携普及啓発活動
生活支援体制 整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・第2層生活支援コーディネータの設置 ・第1層生活支援コーディネータとの連携 ・第1層協議体委員 ・地域課題の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1層協議体参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議体事務局 ・協議体、第1・2層生活支援コーディネーターの支援
一般介護 予防事業 (介護予防 活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の支援 ・介護予防リーダーの活動支援 ・フレイル予防（TFPP）の実施 ・近所 de 元気アップトレーニング（近トレ）の支援 ・一般介護予防事業評価委員会への出席 		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防リーダーの養成と定例会の実施 ・ボランティアポイント事業の実施 ・フレイル予防事業（TFPP）の実施 ・うんどう教室の実施と指導員研修の実施 ・地域リハ活動支援事業の実施 ・近所 de 元気アップトレーニングへの地域リハビリテーション専門職の派遣 ・地域介護予防教室等住民主体の通いの場の支援 ・一般介護予防事業評価委員会の開催
介護予防 生活支援 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体による訪問型サービス、通所型短期集中予防サービスの利用受付・アセスメント・サービスの普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの後方支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体による訪問型サービス、通所型短期集中予防サービス等の体制整備 ・生活サポーターの養成とフォローアップ研修の実施
指定介護 予防支援	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの後方支援 	
会議	<ul style="list-style-type: none"> ・包括連絡会、代表者会議への出席 ・地域包括支援センター運営協議会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括連絡会、代表者会議への出席 ・地域包括支援センター運営協議会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括連絡会、代表者会議の開催 ・地域包括支援センター運営協議会の開催
一般福祉 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・利用受付窓口及びアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの後方支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用決定 ・一般福祉サービスマニュアルの改訂